

広報 EBETSU えべつ

あなたとまちをつなぐ

目次

- 2 施設などの使用料・手数料
- 4 江別市高齢者総合計画を策定 ほか
- 8 市税の納付は納期内に！
- 10 禁煙に一步踏み出しましょう
- 11 救急車を適正に利用するために
- 30 無料相談窓口・前期【保存版】

2024

5

vol.1015

希望あふれる
未来を見つめて

長かった冬が終わり、少しずつ暖かな日差しを感じられるようになった春の日。市立小中学校で入学式が行われました。

期待と不安がつまったランドセルを背負った新一年生たちは、入学式のあとに教室で先生の話真剣なまなざしで聞いていました。
(4月6日撮影・中央小学校)

10月1日
から

変わります！

施設などの使用料・手数料

使用料や手数料は「使用料・手数料の見直し方針」に基づき原則4年ごとに見直しています。

今回改定となる使用料や手数料などの一部を抜粋してお知らせします。

※施設の使用料は部屋ごとに金額が異なるため一例として掲載しています

※建築確認申請等手数料なども改定しています

【詳細】財政課 ☎ 381-1010

使用料・手数料の見直し方針

① 受益者負担の原則と公平性の確保

サービスを利用する方が使用料などの応分を負担することで、利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保します。

② 算定方法の明確化

原価×負担割合（原則）

※施設によって負担割合が異なります

例…公民館など…50%、各種手数料、陶芸窯など…100%、図書館、児童館など…0%

③ 改定額の限度

算定した額と現行の料金に著しい差が生じた場合は、激変緩和のため改定額の限度を設定します。

④ 見直しサイクル

原則4年ごとに見直し

⑤ 新料金の適用時期

条例改正年度（令和5年度）の翌年度10月

詳細は、市ホームページをご覧ください。



10月から変更となる主な使用料・手数料（単位：円）

▼ 大麻集会所（問い合わせ先：市大麻出張所 ☎ 382-4855）

室名（例）	午前		午後		夜間		全日	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
会議室2号	1,200	1,300	1,400	1,600	1,600	1,700	4,200	4,600

▼ 住区会館（問い合わせ先：市民生活課 ☎ 381-1018）

施設名	室名（例）	午前		午後		夜間		全日	
		現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
区画整理記念会館	会議室1～3号	900	1,000	1,200	1,300	1,300	1,400	3,400	3,700
野幌公会堂	会議室	900	1,200	1,200	1,500	1,400	1,500	3,500	4,200
大麻東地区センター	大会議室	2,900	3,400	3,900	4,200	4,200	4,500	11,000	12,100
野幌鉄南地区センター	会議室1～3号	900	1,000	1,200	1,300	1,300	1,400	3,400	3,700
文京台地区センター	大会議室	3,100	3,600	4,100	4,400	4,300	4,600	11,500	12,600
豊幌地区センター	会議室1号	2,100	2,400	2,600	3,000	2,700	3,100	7,400	8,500
大麻西地区センター	会議室1号	1,600	1,800	2,000	2,300	2,100	2,400	5,700	6,500
江別元町地区センター	会議室1号	2,000	2,200	2,400	2,800	2,600	3,000	7,000	8,000

▼ 葬斎場（問い合わせ先：市民生活課 ☎ 381-1094）

区分（例）	現行	改定後
待合室【1室当たり】	11,000	12,000

▼ 花き・野菜栽培技術指導センター（問い合わせ先：農業振興課 ☎ 381-1025）

室名（例）	1日当たり		午前9時～正午		午後1～5時	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
多目的室	2,500	3,200	1,100	1,400	1,400	1,800

▼ いきいきセンターさわまち（問い合わせ先：介護保険課 ☎ 381-1067）

室名（例）	午前		午後		夜間		全日	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
研修室	700	800	800	900	900	1,000	2,400	2,700

▼ 公民館など（問い合わせ先：生涯学習課 ☎ 381-1062）

施設名	室名（例）		午前		午後		夜間		全日	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
コミュニティセンター	多目的ホール		8,000	9,200	10,000	11,500	10,400	11,900	28,400	32,600
中央公民館	研修室1号		1,300	1,400	1,600	1,800	1,600	1,900	4,500	5,100
野幌公民館	ホール		9,200	10,600	11,600	13,300	12,000	13,800	32,800	37,700
大麻公民館	研修室1号		2,500	2,800	3,100	3,600	3,200	3,700	8,800	10,100
市民文化ホール	ホール	平日	16,100	18,500	20,100	23,100	20,900	24,000	57,100	65,600
		土日祝	19,300	22,200	24,100	27,700	25,100	28,800	68,500	78,700

▼ 青年センター（問い合わせ先：スポーツ課 ☎ 381-1061）

区分（例）	現行	改定後
プール（個人使用 / 大学生・一般）【1回当たり】	500	600

▼ セラミックアートセンター（問い合わせ先：セラミックアートセンター ☎ 385-1004）

区分（例）	現行	改定後
設備使用料（ガス窯 / 専用使用）【本焼1回当たり】	49,000	56,000

▼ 大麻中町駐車場（問い合わせ先：道路管理課 ☎ 383-5900）

区分（例）	現行	改定後
小型自動車（含普通）【1時間当たり】	60	70

▼ ごみ処理手数料（問い合わせ先：廃棄物対策課 ☎ 383-4217）

区分（例）	容量	現行	改定後
家庭系廃棄物 処理手数料 （指定ごみ袋） 〔1ℓ当たり 2円→3円〕 【1枚当たり】	5ℓ	10	15
	10ℓ	20	30
	20ℓ	40	60
	30ℓ	60	90
	40ℓ	80	120
ごみ処理券【1枚当たり】		80	100
		160	200

※ごみ処理手数料の改定のお知らせを、5月中に全世帯へ配布する予定です。また、市民説明会も開催します

ごみ処理手数料の改定に伴う
市民説明会を開催します

事前予約は不要です。開催時刻までにご来場ください。6月以降も地区センターなどで開催予定です。

〔詳細〕 廃棄物対策課 ☎ 383-4217

会場	開催日	時間
市民会館	5月22日(水)	14:00～ 18:00～
	5月26日(日)	10:00～
中央公民館	5月28日(火)	14:00～ 18:00～
野幌公民館	5月29日(水)	14:00～ 18:00～
大麻公民館	5月30日(木)	10:00～ 18:00～

江別市高齢者総合計画を策定

令和6～8年度の「高齢者総合計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」を策定しました。

市の65歳以上の高齢者人口は、令和6年4月1日現在、3万8404人で、高齢化率は32・5%となり、高齢化が進行しています。

今後も高齢化率は上昇し、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加が見込まれているため、地域全体で支え合い、助け合えるまちづくりを進めていくことが一層重要となります。

この計画では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みのほか、認知症施策推進計画も含めた内容となっています。

【詳細】介護保険課
☎ 381-1067

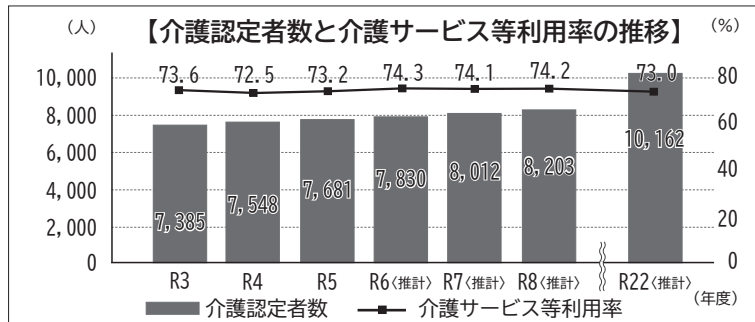
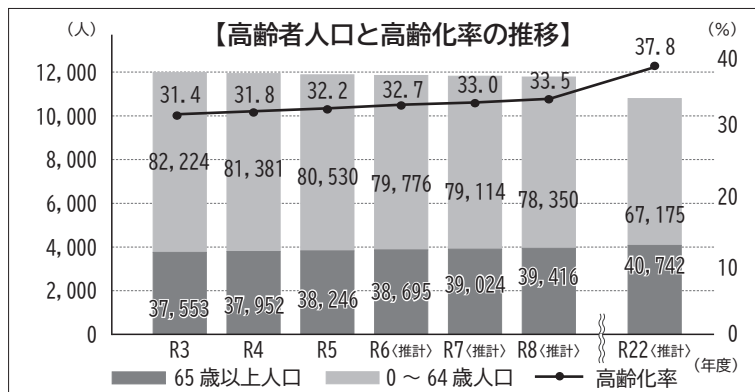


令和6～8年度 介護保険料を改定

65歳以上の方の介護保険料は、3年間の事業計画期間中に見込まれる介護サービス費用に基づき、市町村ごとに決定します。

詳細は、6月にお送りする納入通知書または市HPでご確認ください。

【詳細】医療助成課 ☎ 381-1403



都市計画マスタープランを改定 江別市立地適正化計画を策定

今後10年間の都市づくりの方針となる「都市計画マスタープラン」を改定し、その一部とされる「立地適正化計画」を新たに策定しました。

今後は、人口減少などを見据え、市街地を拡大していくのではなく、駅周辺などを拠点として都市の中身を充実させていく取り組みが重要となります。

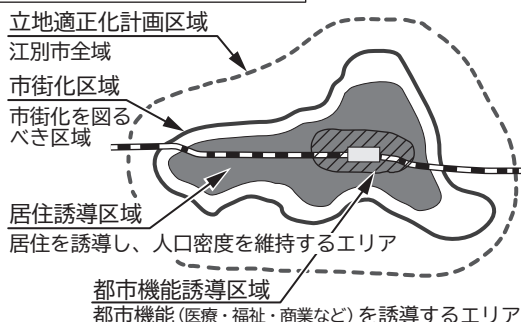
「都市計画マスタープラン」（令和6年4月・令和15年3月）では、都市の拠点や居住、産業などの土地利用、道路や公園などの都市施設、防災や環境などの都市環境の方針を定め、活力ある都市の実現を目指します。

また、「立地適正化計画」（令和6年7月・令和15年3月）では、医療や介護福祉、商業などの都市機能や居住を誘導するエリアを定め、都市のコンパクト化を図ることにより、持続可能な都市づくりを推進します。

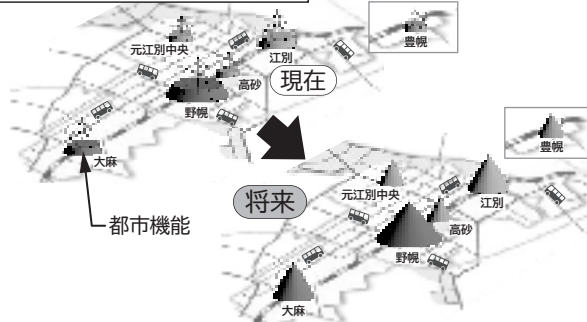
【詳細】都市計画課
☎ 381-1038



立地適正化計画のイメージ



集約型都市構造のイメージ



第2次江別市環境管理計画 兼 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定

江別市環境基本条例に基づき策定される「第2次江別市環境管理計画」が4月からスタートしました。

また、令和5年6月に宣言した「ゼロカーボンシティ」を目指すに当たり、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を環境管理計画に新しく統合しました。

この計画は「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」を推進するための環境分野の個別計画として位置付けられ、「豊かな自然とともに暮らす、環境にやさしく、美しいまち」を目指す将来像として、市民・事業者・関係団体の皆さんとともに、江別市における良好な環境の保全と創造、そして、地球温暖化対策を全市的に推進していくための計画です。

【詳細】
環境課
☎ 381-1019



【計画の構成】

地球温暖化対策をはじめとした環境問題への取り組みは、広範多岐にわたることから、5つの環境目標掲げるとともに、22の環境施策によって脱炭素社会の実現と環境保全を目指します。

環境目標 1【地球環境】～地球規模の環境負荷低減に貢献するまち	
施策 1▶ 事務事業における脱炭素化の率先実行	
施策 2▶ 家庭への脱炭素化の普及促進	
施策 3▶ 事業者の脱炭素経営の促進	
施策 4▶ 再生可能エネルギーの導入拡大に向けたモデル構築	
施策 5▶ 地域と共生した再生可能エネルギーの促進	
施策 6▶ 脱炭素まちづくりの推進	
環境目標 2【資源循環】～限りある資源を大切に作るまち	
施策 1▶ ごみ減量化の推進	施策 3▶ グリーン購入・エシカル消費の推進
施策 2▶ 適正なごみ処理の推進	施策 4▶ 公共施設・インフラの維持管理・有効活用
環境目標 3【自然環境】～豊かな自然が生活と調和したまち	
施策 1▶ 生物多様性の保全	施策 3▶ 公園緑地の整備・維持管理
施策 2▶ 水と緑の保全	
環境目標 4【生活環境】～安心して快適に暮らし続けられるまち	
施策 1▶ 大気環境の保全	施策 4▶ 化学物質、その他の環境汚染等の防止
施策 2▶ 水環境の保全	施策 5▶ 地域特性を活かした景観の形成
施策 3▶ 騒音・振動、悪臭の防止	施策 6▶ 環境美化の推進
環境目標 5【参加・協働】～誰もがいきいきと取組ができるまち	
施策 1▶ 環境教育・学習の推進	施策 3▶ 環境活動に関する連携・協働体制の構築
施策 2▶ 環境情報の充実と発信	

各計画の詳細は、
市 HP のほか、次の場所
で公表しています

【閲覧が可能な場所】

- ・市役所本庁舎1階
情報公開コーナー
- ・議会図書室
- ・市役所大麻出張所
- ・水道庁舎
- ・保健センター
- ・情報図書館
- ・市民会館
- ・公民館
- ・住区会館
- ・市民交流施設「ぱらっと」



緑豊かで潤いのあるまちづくりの推進のため、基本的な方向を示す「第2次江別市緑の基本計画」が4月からスタートしました。

この計画では『みどり・水・らしき』とともに心豊かに住み続けられるまち「えべつ」を基本理念とし、緑を「まもる」「そだてる」「いやす」の三つを基本方針としています。

この計画を進めるため、江別らしきを感じられる「みどり」を将来の世代へ引き継いでいくことを目指し、野幌森林公園や身近な緑を保全すること、公園をはじめとする公共施設の緑化や適正な維持管理をすること、体験学習やイベントなどの緑にふれる機会を創出することなどを、市民や事業者の皆さんと行政が協働して取り組むこととしています。

【詳細】環境課 ☎ 381-1046



第2次江別市 緑の基本計画を策定



江別市立病院 経営強化プランを策定しました

江別市と近隣市町村を含む地域において、持続可能な地域医療提供体制を確保しつつ、市立病院の経営強化を着実に推進するため、国のガイドラインを踏まえて「江別市立病院経営強化プラン」を策定しました。

〔詳細〕市立病院事務局経営企画室
経営企画課 ☎382-5151

計画の対象期間

対象期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間であり、この期間で収支均衡を実現し、累積欠損金の解消を目指すため、計画に記載されているさまざまな取り組みを進めます。

計画内容の見直し

外部委員で構成される「江別市立病院経営評価委員会」が進捗の点検・評価を定期的に行い、その状況を踏まえ、中間年度（令和8年度）に必要な見直しを行うほか、計画の期間中に、市立病院を取り巻く環境の変動などが生じた場合には、必要に応じて計画内容を見直します。

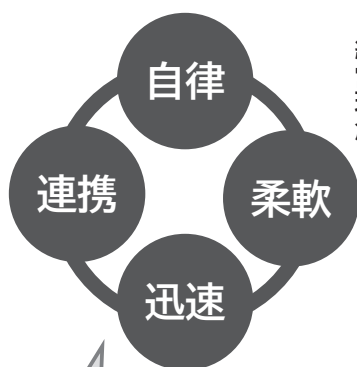
プランの概要

次のビジョンと経営理念を基本的な考え方とした上で、公立病院に求められている持続可能な地域医療提供体制を確保するために、「役割・機能の最適化と連携の強化」「医師・看護師等の確保と働き方改革」「経営形態の見直し」「新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」「施設設備等の最適化」「経営の効率化」などの取り組みを記載しています。

▼実現すべき医療【ビジョン】

地域の医療をつなぎ、地域に密着した医療を提供し、地域の発展に貢献する。

▼ビジョンに到達するための経営理念



【自律】効果的かつ効率的に病院を運営し、一般会計に依存しない自律した病院経営を目指す
【連携】地域の医療機関とネットワークを創り上げ、市民が最適な医療を受診できる体制を構築する

【柔軟】環境の変化に柔軟に対応し、持続的に医療を提供できる病院経営を目指す
【迅速】状況変化や環境変化（国の制度変更・人口動態の変化など）に迅速かつ的確に対応する体制を構築する

市民アンケート調査結果（令和5年度実施）

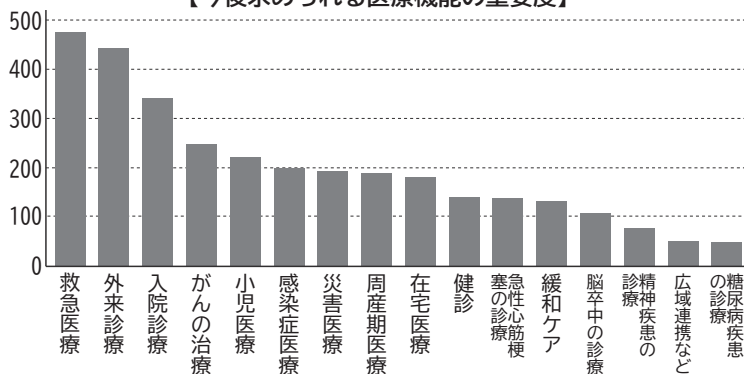
経営強化プランの策定に向けて、市民2,000人を対象とするアンケート調査を実施しました（回答者661人、回答率33.1%）。

市立病院が提供する医療の認知度は「救急医療」、「感染症医療」、「がん手術」が高い結果となり、重要度が高いと思う医療は「救急医療」「外来診療」「入院診療」が回答の半数以上となりました。

また、「小児医療」「感染症医療」「災害医療」「周産期医療」などの政策医療は一定の重要度が認識されていることが確認されました。

（回答数）

【今後求められる医療機能の重要度】



この結果を踏まえ、市立病院は公立病院に求められる政策医療を担いつつ、地域医療連携の取り組みを進め、持続可能な医療提供体制の確立を目指して取り組みます。



本計画は市立病院や市内公共施設などで配布しているほか、下の二次元コードから見るすることができます。

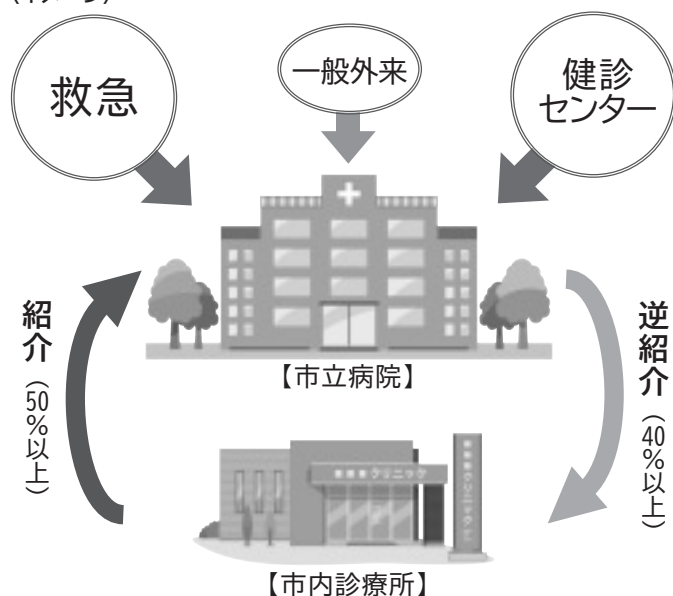


▼ 経営強化プランの一部を紹介します

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ①地域医療構想を踏まえた市立病院の果たすべき役割・機能
 - ・地域の基幹的医療機関として入院機能を強化
 - ・医療との接点（入口）となる健診事業を強化
 - ・早期発見と緩和ケアに重点を置いたがん診療体制の構築
 - ・市内の医療機関、関係機関と連携し、市民の命を守る救急医療体制を確保
 - ・病院の総合力を活かした高齢者医療の充実
 - ・安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- ②地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
 - ・認知症高齢者とその家族を支える医療の充実
 - ・健康寿命の延伸に向けた健診事業の充実
- ③機能分化・連携強化
 - ・市内の医療機関との連携を強化し、紹介・逆紹介を推進
 - ・札幌市内の専門的な医療機関との連携を強化
 - ・広域ネットワークの構築

「紹介受診重点医療機関」の導入を踏まえた取り組みの方向性（イメージ）



紹介受診重点医療機関

かかりつけ医などからの紹介状を持つの受診に重点を置いた病院を指します。手術・処置や化学療法などを必要とする外来、医療機器・設備を必要とする外来などを行います。

④医療機能や医療の質、連携の強化などに係る数値目標

	R4 年度【基準】	R10 年度【目標】
救急搬送患者数	1,139 人	1,800 人
紹介率 ※（）内は発熱外来を除く	10.5% (19.4%)	50.0%
逆紹介率 ※（）内は発熱外来を除く	13.3% (24.3%)	40.0%
健診受診者数	3,667 人	6,900 人

⑤一般会計負担の考え方

- ・自律的な経営と政策医療などに対する公費負担によって収支均衡を実現

⑥住民理解のための取り組み

- ・年齢層、地域特性などを踏まえ、戦略的に広報活動を展開

(2) 医師・看護師などの確保と働き方改革

- ①医師・看護師などの確保
 - ・担うべき医療の重点化を図り、医療従事者の確保を計画的に推進
 - ・大学医局との関係構築・強化に努め、内科診療体制を構築
- ②臨床研修医の受入れなどを通じた若手医師の確保
 - ・働きがいのある魅力的な病院を目指し、教育体制と研究環境を充実
- ③医師の働き方改革への対応（元気が出る組織づくり）
 - ・「元気が出る組織づくり」に取り組み、病院全体で働き方改革を推進

(3) 経営形態の見直し

- ・地方公営企業法全部適用の効果を継続的に検証

(4) 新興感染症の感染拡大時などに備えた平時からの取り組み

- ・関係機関との協力体制を強化

(5) 施設・設備などの最適化

- ・必要な医療を安定的に提供するため、外部改修工事を実施
- ・電子カルテシステム等を最大限に活用し、医療 DX を推進

(6) 経営の効率化など

①経営指標に係る数値目標

	R4 年度【基準】	R10 年度【目標】
給与費対医療収益比率	56.3%	58.0%
1 日当たり入院患者数	175 人	215 人
入院診療単価	48,852 円	57,965 円
常勤医師数	36 人	47 人
企業債残高	51 億円	34 億円
一時借入金残高	9 億円	9 億円

②目標達成に向けた具体的な取り組み

- ・病院事業固有の専門性と経営感覚を併せ持った事務職員の育成と確保
- ・経営と医療の質の向上に向けた計画的な人材育成の推進
- ・DPC 運用の最適化や医療機関関係数の向上に向けた取り組みを推進

③経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画

	R6	R7	R8	R9	R10
純損益	△ 2.8 億円	1.6 億円	4.0 億円	4.2 億円	4.7 億円

点検・評価・公表

「江別市立病院経営評価委員会」による点検・評価を実施し、公表します。各年度の点検・評価の結果などを踏まえて、必要な見直しを実施します。



国民健康保険税

〔詳細〕 国保年金課 ☎ 381-1028

「国民健康保険税」は、国民健康保険の加入者に納めていただく税金です。令和6年度の税率は据え置きます。

申告を忘れずに

「前年中は無収入だった方」「収入が障害年金・遺族年金・雇用保険の給付金などの非課税所得のみの方」は、必ず申告してください。申告を忘れた場合、軽減対象から外れるほか、高額療養費や入院時食事療養費の減額などが正しく判定できません。

所得の種類や内容により申告先が異なるため、まずは国保年金課（☎ 381-1028）へお問い合わせください。

離職された方は 軽減される場合があります

解雇や雇い止め、倒産などで離職を余儀なくされた方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

【対象者】

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者
※特例受給資格者と高年齢受給資格者は対象外

【軽減額】

対象者の前年給与と所得を 30/100 とみなして国民健康保険税を計算します。

【軽減期間】

離職した日の翌日から翌年度末まで
※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります

【申請方法】

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知書をお持ちのうえ、市役所国保年金課（6番窓口）で手続きをしてください。

市税の納付は 納期限内に！

令和6年度の納税・納入通知書を、下表の予定で発送します。

市税は、教育や福祉などのサービスを提供するための大切な財源ですので、納期限内に納めましょう。（納期限までに納められない場合は滞納となり、延滞金も発生します）

やむを得ない事情で納期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

令和6年度 通知書発送予定日

固定資産税・都市計画税	5/7 (火)
軽自動車税（種別割）	
市民税・道民税・森林環境税（給与からの天引き）※	5/15 (水)
市民税・道民税・森林環境税（普通徴収・年金からの天引き）※	
国民健康保険税	6/10 (月)
介護保険料	
後期高齢者医療保険料	

※給与と年金など複数の収入がある方は、各収入ごとに市民税・道民税・森林環境税の通知書が届く場合があります



土曜日配達の日止など郵便サービスの変更により、配達にかかる日数が長くなっています。上記の発送予定日以降、順次配達されますが、地域によっては到着まで日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

市税を滞納すると？

〔詳細〕 納税課 ☎ 381-1013

① はじめに督促状が届きます

納期限までに納付されない場合、督促状を送付します。

その後も滞納が続く場合、納付案内コールセンターから電話による呼びかけを行うほか、催告書なども送付します。



滞納

② 滞納処分が行われます

①の後も滞納が続いた場合、債権（預貯金・給与・生命保険など）や不動産、動産（自動車など）の滞納処分（差押えなど）を行う場合があります。



納税の猶予制度

以下に該当する方は納税が猶予される場合があります。

○徴収の猶予

災害や病気、事業の廃止などの理由で一時的に納付できないと認められる場合。

○換価の猶予

市税を一括で納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある場合。

インターネット公売のお知らせ

差し押さえた不動産や動産（自動車など）をインターネットを使って売却しています。詳細は右の二次元コードから。



※市税を公平に負担していただくため、市税滞納の解消と防止に向け取り組んでいます。皆さんのご理解とご協力をお願いします

固定資産税・都市計画税

〔詳細〕 資産税課 ☎ 381-1404



どんな人が課税される？

「固定資産税」は、1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産を所有しており、土地・家屋登記簿や補充課税台帳、償却資産課税台帳に所有者として登記または登録されている方に課税されます。

また、「都市計画税」は、土地・家屋が市街化区域内に所在する場合に課税されます。

新築住宅の固定資産税の軽減期間終了

新築年が令和2年中（認定長期優良住宅及び3階建以上の中高層耐火住宅の場合は平成30年中）で、軽減要件を満たす家屋を所有されている方は、令和5年度で軽減措置が終了し、令和6年度から本来の税額に戻ります。

なお、これまで軽減されていた税額は、昨年度までの納税通知書の2枚目に記載されていますので、ご確認ください。

現況調査にご協力を

土地と家屋の調査を行っています。調査の際は内部に立ち入りをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。なお、調査員は「固定資産評価補助員証」を携行しています。



【土地】土地の現況と課税台帳を照合し、変更の有無を確認します。

【家屋】玄関フード、増築家屋、車庫や物置などの現況確認にあわせて、取壊し家屋の調査も行います。

軽自動車税（種別割）

〔詳細〕 市民税課税係 ☎ 381-1012



どんな人が課税される？

「軽自動車税」は、4月1日に原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、2輪小型自動車を市内で所有している方に課税されます。普通自動車と異なり、軽自動車税（種別割）に月割制度はなく、4月1日に所有している方が、1年分を一括で納めることとなっています。

軽自動車税（種別割）の減免

以下に該当する軽自動車は減免の対象となる場合があります。詳細は、同封する文書をご覧ください。

【対象となる軽自動車】

- ・障がい者等本人に納税義務がある車両
- ・障がい者等と生計同一の方に納税義務がある車両
- ・身体障がい者などの利用のための構造を持つ車両

【申込先・申込期限】

5月31日（金）までに市役所市民税課（10番窓口）で手続きをしてください。

市民税・道民税・森林環境税

〔詳細〕 市民税課 ☎ 381-1012



どんな人が課税される？

「市民税・道民税・森林環境税」は、1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得を超える方に所得額に応じて課税されます（課税されない方は下表のとおり）。

税額はどのように計算する？

所得割・均等割・森林環境税という3種類の税額を算出します。

【所得割額】

課税標準額×税率（10%）－税控除額

※課税標準額＝前年の総所得額－所得控除金額

※土地・建物の譲渡所得など、所得の種類によっては、計算方法が異なります

【均等割額】

一定額以上の所得のある方に、一律4,000円

【森林環境税】

一定額以上の所得のある方に、一律1,000円

新たに導入された 森林環境税とは？

均等割は、東日本大震災復興基本法の理念に基づき、平成26年度から令和5年度の10年間、臨時的に年額1,000円が加算されていました。令和6年度からはこの臨時措置がなくなり、新たに「森林環境税」（国税）が導入されます。均等割額は1人当たり年額5,000円が4,000円になり、森林環境税として1人当たり年額1,000円が課税されます。税金は国を通して森林環境税と税として森林整備やその促進のために都道府県・市区町村へ配分される仕組みとなっています。



市民税・道民税・森林環境税が課税されない方

●所得割・均等割・森林環境税がかからない方

- ①未成年、障がいのある方、寡婦またはひとり親に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ②扶養親族がいない方で、前年の合計所得金額が45万円以下の方
- ③扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が{(本人+扶養人数)×35万円+21万円+10万円}以下の方
- ④生活保護法によって生活扶助を受けている方

●所得割がかからない方

- ①扶養親族がいない方で、前年の総所得金額等が45万円以下の方
- ②扶養親族がいる方で、前年の総所得金額等が{(本人+扶養人数)×35万円+32万円+10万円}以下の方

※扶養親族の人数には、16歳未満の年少扶養親族を含みます

あなたと大切な人の未来のために

禁煙に一步踏み出しましょう

【詳細】保健センター ☎ 385-5252

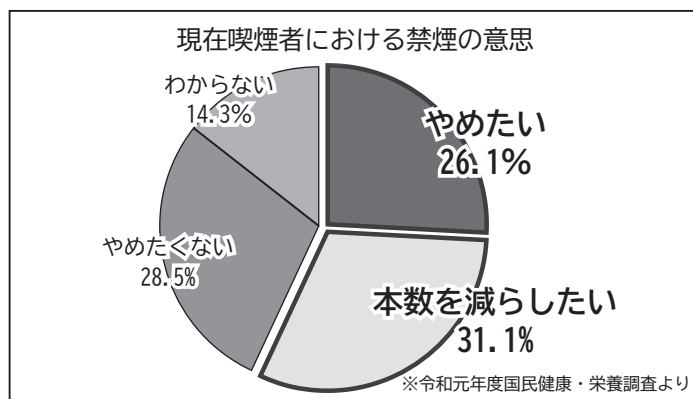


喫煙率が高いが、やめたい、減らしたい人が多い

北海道の喫煙率は約 20%（令和 4 年度、国民生活基礎調査）で、47 都道府県の中でトップ 3 に入ります。また、市内の小学生に対する喫煙予防教室後のアンケート調査では、約半数の児童が「家族がたばこを吸う」と回答しており、江別市の喫煙率も高いことが推測されます。

喫煙者に対して行った禁煙の意思調査の結果（右図）では約 57%の方が「たばこを吸うのをやめたい」「本数を減らしたい」と考えています。

「たばこと距離を置きたい」「たばこをやめたい」と思っているのになぜ喫煙してしまうのでしょうか。



たばこがやめられない理由

「たばこをやめたい」「減らしたい」と思っているにもかかわらずやめられないのは、意思の弱さではなく、「ニコチン依存」によるものです。たばこを吸ってしばらくすると、体内のニコチン濃度が減少し、イライラなどの離脱症状が現れます。その症状を緩和しようと、脳がたばこを欲してしまうのです。

最近は加熱式たばこを使用する人も多いですが、ニコチン依存は通常のたばこと同様に起こります。

～離脱症状の例～

イライラする 落ち着かない
頭痛がする からだがだるい
眠気を感じる



こんな時にたばこを吸いたくなったら、あなたはニコチン依存によってたばこを吸っているのかもしれない

大切な人を守るために、一步踏み出す

近年分煙が進み、たばこを吸えない場所が増えました。しかし、家庭内ではどうでしょうか。換気扇の下で吸っていても、受動喫煙を防ぐことはできません。また、最近は喫煙者の吐く息や衣服、喫煙者がいる部屋のカーテンなどからも受動喫煙が起こるという考え方が主流になっています。

受動喫煙によって、周囲の人の肺がん、虚血性心疾患、脳卒中や乳幼児突然死症候群（SIDS）などのリスクが上昇するといわれています。受動喫煙から大切な人を守るためにも、禁煙しましょう。



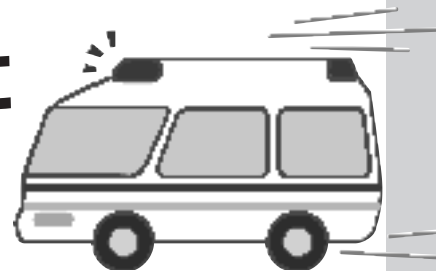
たばこをやめたいと考えている方へ

ニコチン依存症による喫煙を自力でやめるのは難しいですが、医療の力を借りることで楽に禁煙できる場合もあります。禁煙外来の情報は、石狩振興局のホームページから確認できます。



救急車を適正に利用するために

〔詳細〕 消防本部警防課 ☎ 382-5431



救急出動件数と搬送人員、過去最高を更新

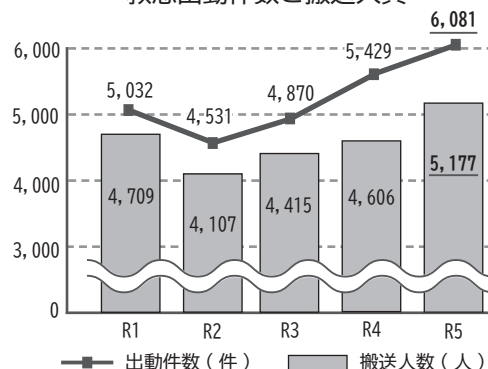
令和5年の江別市の救急出動件数は6,081件で、これは過去最多を更新した昨年の5,429件を超え、過去最高の件数となりました。救急件数が初めて6,000件を超え、搬送された人数も初めて5,000人を超えました。

昨年江別市で救急搬送された5,177人のうち、42.3%の2,192人は軽症（入院を必要としない）の人でした。

救急車の台数は限られているため、救急要請が増加・集中すると、消防署にあるすべての救急車が出動してしまい、さらに救急要請があった場合は、遠くから出動することにより到着までに時間がかかってしまいます。

1分1秒を争う生命の危険がある傷病者を待たせてしまうことがないよう、救急車の適正利用にご協力ください。

救急出動件数と搬送人員



適正に利用するために、みんなができること

▶ 症状の緊急度を素早く判定！

全国版救急受診アプリ

Q助（きゅーすけ）



急な病気やけがで「病院を受診した方がいいか」、「救急車を呼んだ方がいいか」迷った時に役立つアプリです。症状などを選択していくと、症状の緊急度が素早く判定され、緊急度に応じた必要な対応が表示されます。その後、119番通報や医療機関の検索、受診手段（タクシーなど）の検索ができるようになっています。

事前にアプリをダウンロードして、いざというときに備えましょう。



症状を選択すると…

必要な対応がわかる！



体調がすぐれない時は、できるだけ早めに病院を受診しましょう。持病がある方は、具合が悪くなった時に、どういう対応をしたらよいかをあらかじめかかりつけの医師に確認しておきましょう

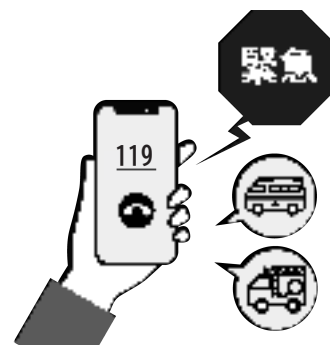
【医療機関がわからない時の問い合わせ先】

救急医療情報案内センター（24時間対応）

▶ フリーダイヤル 0120-20-8699 ▶ 携帯電話の場合 011-221-8699

北海道救急医療広域災害情報システム

▶ 右の二次元コードから医療機関を調べられます



後期高齢者医療保険料の 保険料率が変わります

【詳細】

医療助成課 ☎381-1403
北海道後期高齢者医療広域連合
☎290-5601

▼ 制度改正を実施します

令和6年度から、現役世代の負担を減らすために、後期高齢者負担率の設定方法が見直されます。

また、子育て世代を全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

この制度改正によって、負担する保険料は増えますが、今年度において一部の方は、負担の急激な増加をやわらげる措置があります。

詳細は6月に市から送られる「保険料額決定通知書」でご確認ください。

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに改定されます。令和6・7年度の新しい保険料は以下のとおりです。

▼ 計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{被保険者が等しく負担} \\ \hline 52,953 \text{ 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得率} \\ \hline \text{所得に応じて負担} \\ \hline (\text{前年所得} - 43 \text{ 万円}) \times 11.79\% \text{ ※1} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間} \\ \hline \text{保険料} \\ \hline \text{限度額 } 80 \text{ 万円} \text{ ※2} \\ \hline \end{array}$$

保険料負担の急激な増加をやわらげる措置

- ※1 令和5年中の所得から43万円を引いた所得金額が58万円を超えない方の令和6年度の所得割率は10.92%
 ※2 令和6年3月までに後期高齢者医療制度に加入していた方または令和6年度中に障害認定を受け、同制度に加入した方の令和6年度賦課限度額は73万円

▼ 昨年度以前との比較

	令和4・5年度	令和6・7年度	差
均等割 (被保険者全員が等しく負担)	51,892円/年	52,953円/年	1,061円増
所得割 (被保険者の前年の所得に応じて負担)	10.98%/年	11.79%/年	0.81ポイント増
限度額 (1年間の保険料の上限額)	66万円/年	80万円/年	14万円増

「個人情報保護制度」と「情報公開制度」、「情報公開コーナー」

【詳細】 総務部総務課 ☎381-1005

● 個人情報保護制度

市が保有する個人情報は、個人情報保護制度により具体的な管理ルールが定められ、自己の情報の開示や訂正などを求めることができるようになっています。

自己に関する個人情報の開示の請求は、どなたでも行うことができ、閲覧は無料です（複写などは実費）。

令和5年度の開示請求の処理状況は、下表のとおりです。

区分	決定件数
全部開示	2 (15) 件
一部開示	0 件
不開示	1 件
計	3 (15) 件

※（ ）内は職員採用試験結果の開示件数

● 情報公開制度

市が保有する文書や情報を、皆さんからの求めに応じて公開する制度です。この制度によって、市民参加による公正で開かれた市政の推進を目指します。

情報公開の請求は、どなたでも行うことができ、閲覧は無料です（複写などは実費）。

令和5年度の公開請求の処理状況は、下表のとおりです。

区分	決定件数
全部公開	6 件
一部公開	10 件
非公開	0 件
不存在	4 件
計	20 件

● 情報公開コーナー

市役所本庁舎1階市民相談室横の情報公開コーナーでは、行政情報に関する冊子などを閲覧することができますので、お気軽にご利用ください。



令和6年度 江別市職員採用試験

〔詳細〕 職員課 ☎ 381-1007

職種	区分	応募資格【年齢および学歴要件のみ記載】 ※その他詳細は試験案内を確認してください	試験案内の 配布開始日	申込期間	一次試験日程
一般事務職	社会人の部	高等学校を卒業（見込み含む）した方で、昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方	5/20（月）	5/20（月） ～ 6/7（金）	SPI3 7/1（月） ～ 7/19（金）
	【第1回】 身体障がい者の部	高等学校を卒業した方（今年度末に卒業見込みの方は、第2回試験で募集）で、昭和60年4月2日以降に生まれた方	5/7（火）	5/7（火） ～ 5/21（火）	教養試験 （筆記）など 6/16（日）
保健師	資格の部	昭和40年4月2日以降に生まれた方	5/7（火）	5/7（火） ～ 5/21（火）	SPI3 6/3（月） ～ 6/21（金）
保育士	【第1回】 資格の部	昭和40年4月2日以降に生まれた方			
建築 技術職	【第1回】 大学の部 短大の部 有資格者の部	大学の部：4年制大学（高等専門学校の専攻科を含む）を卒業（見込み含む）した方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方			
土木 技術職		短大の部：短期大学を卒業（見込み含む）した方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方（大学の部に該当する方は不可）			
電気 技術職		※2回目試験は 高校の部を加えて 実施します 有資格者の部：高等学校を卒業した方で、昭和40年4月2日以降に生まれた方			

- 試験案内は市役所職員課（本庁舎2階）、市大麻出張所、水道庁舎証明交付窓口で配布。市HPからも入手可能。
- 各職種 Web 申し込み。詳細は右の二次元コードに掲載されている試験案内を確認してください。
- 今後の予定 7月上旬 申込受付開始（予定）：一般事務職（大学の部）
8月上旬 申込受付開始（予定）：消防職、一般事務職（身体障がい者の部）、
保育士、建築技術職、土木技術職、電気技術職

▼ 試験案内



ふだんの生活にプラス1 ここにもあるある！ 協働のまちづくり

Part30

より良い地域を目指して、そこに暮らす人々が協力して取り組む「協働のまちづくり」。わたしたちの身近で行われている取り組みを紹介します。〔詳細〕市民生活課 ☎ 381-1124

みんなで楽しめるスラックライン

活動のお問い合わせ：えべつスラックライン ☎ 090-1640-8590（小林）
Eメール e.slackline@gmail.com

「スラックライン」は、細いベルト状のラインの上でバランスを楽しむスポーツです。年齢や性別、スポーツの得手、不得手に関係なく、誰でも楽しむことができます。

えべつスラックラインでは、世代を超え、子どもと大人が一緒に取り組むことで、喜びや悔しさ、難しさを共感できるスラックラインを多くの人に広めるために活動しています。集団スポーツや部活動になじめない人も気軽に参加できる空間を目指しています。

毎週土曜日16時から江別第二小学校の体育館で大人も子どもも一緒に活動しています。子どもが大人に教える場面も多く、子どもたちの考える力や伝える力を大切にしながら練習しています。雪がない時期は、イベントへの出展や市内の公園などで体験会を行っています。

▼Facebook

▼Instagram



「出前講座」

【詳細】

市民生活課 市民協働担当 ☎31-1124

ご利用ください

市役所版 出前講座

市では、市民の皆さんの要望に応じて職員が訪問し、市政に関するさまざまな事業や業務・手続きなどをわかりやすく説明する「出前講座」を実施しています。

昨年度は、134件の申し込みがあり、延べ7118名の方に参加いただきました。市民の皆さんの「知りたい」

気持ちに添えられるよう、今年度も「出前講座」のメニュー表を更新しましたので、ぜひご利用ください。

メニュー表は市役所本庁舎情報公開コーナーや各公共施設、市内JR各駅、市立病院などで配布しているほか、ホームページからも見る事ができます。

▼対象

市内在住・通勤・通学する

10人以上の団体

▼開催日時

質疑応答や意見交換の時間を含め、平日10時から21時までの1時間以内

▼場所

市内に限ります。会場はご用意ください。

▼申込方法

希望日の3週間前までに、講座の担当課へ電話でお申し込みください。



令和6年度「出前講座」

新規メニュー



▲メニュー表

● がんに負けない体づくり 予防医療について

【詳細】市立病院看護部 ☎382-5151

がんにならないための予防法や、がんになっても大切な免疫力を上げるための方法、最近注目されている免疫チェックポイント阻害薬について、免疫力と合わせてお話しします。

● ここに気を付けよう！ 高齢者の健康管理

【詳細】市立病院看護部 ☎382-5151

老化による変化、高齢者に多い病気やその予防法など、健康な生活のために取り組めることをお伝えします。

● えべつやきもの物語

【詳細】セラミックアートセンター ☎385-1004

江別市内の遺跡から発見された縄文時代の土器、地域の一大産業となったレンガ、北海道窯業の礎を築いた小森忍の作品を紹介し、江別の焼き物づくりの歴史をたどります。



ピックアップ出前講座

「ごみとリサイクル」

【詳細】廃棄物対策課 ☎383-4211

ごみの分別方法や出し方、減らし方のほか、10月に行われる手数料改定やごみの収集日の見直しなど、ご要望に応じて廃棄物対策課の職員が直接訪問し、「ごみ」と「リサイクル」の疑問についてお答えします。

市民活動団体版 出前講座

市内の市民活動団体が皆さんのもとに出向き、それぞれの団体の持つ特性を活かした講座や講演などを行います。

メニュー表には、現在19講座を掲載しています。「団体の活動を知りたい」「自治会の行事に来てほしい」「一緒に勉強してみたい」など興味のある講座がありましたら、ぜひご活用ください。

市民活動団体版出前講座のメニュー表は、市役所市民生活課または市民活動センター・あいの窓口やホームページでご覧いただけます。

▼ 申込方法

江別市民活動センター・あい（東野幌本町6-43 市民交流施設「ぷらっと」内 ☎374-1460）に申込書を直接持参またはEメール（info@center-i.jp）で提出

【おすすめの出前講座】



● 「輪・話・和」国際交流 in 江別

江別を訪れる外国人のホームステイを受け入れている方々の体験談や、身近にできる国際交流の楽しみ方や課題についてお話しします。

【詳細】江別市民国際交流協会 ☎387-0768

Eメール hiroko_utataneko@yahoo.co.jp

● 認知症に関する講座

認知症の介護家族への支援・相談、早期発見のために必要なことなど、認知症に関する知識についてお話しします。

【詳細】江別認知症の人の家族を支える会

☎387-5657（いきいきセンターさわまち内）



料金の記載がないものは、無料です

江別市観光・市内周遊向けレンタル自転車 EBE-CLE（えべくる）

〔詳細〕 江別市民活動センター・あい（市民交流施設「ぱらっと」内）



レンタル自転車で
市内を周遊しません
か？



日時 10月27日(日)までの9:00～17:00
対象 身長137cm以上で高校生以上
※小中学生は保護者同伴で利用可能

料金	4時間以内		以降1時間ごと	
	普通自転車	400円	電動自転車	100円
	普通自転車	600円	電動自転車	150円

申込方法 江別市民活動センター・あいへ直接、電話（☎374-1460）または右上の二次元コードから申し込み
※利用には、身分証明書の提示が必要です

生ごみ堆肥化講習会

～野菜づくりは土づくりから～

〔詳細〕 廃棄物対策課 ☎383-4211



自家製の生ごみ堆肥を使って、家庭菜園で安全・安心な野菜を作るコツを解説し、堆肥づくりの実習も行います。

日時 5月14日(火) 14:00～16:00
会場 野幌公民館
講師 NPO法人北海道EM普及協会、(福)長井学園、江別市女性団体協議会の皆さん
定員 30名程度
申込方法 5月9日(木)までに廃棄物対策課へ電話（☎383-4211）で申し込み
※会場で堆肥化容器購入助成の申請も受け付けます
※市民カレッジ連携講座

ガーデニングフェア

〔詳細〕 (株)フラワーテクニカえべつ ☎385-1187



花のある街並みづくりを目指し、ハウス内で育てた花や野菜の苗を販売するほか、腐葉土や堆肥も販売します。

日時 5月7日(火)～6月2日(日) 9:00～16:00
※12:00～13:00は除く
会場 花さ・野菜栽培技術指導センター（緑町東3丁目115）



第46回 市民植樹

〔詳細〕 環境課 環境保全係 ☎381-1046



緑豊かな街並みづくりを進めるため、今年も市民の皆さんによる植樹を行います。当日は会場に集合してください。

日時 5月25日(土) 10:00～11:00
会場 都市と農村の交流センター「えみくる」
定員 先着20組
申込方法 5月10日(金)までに環境課（☎381-1046）へ電話で申し込み

えべつクリーンウォーキング

〔詳細〕 江別市スポーツ振興財団 ☎384-5001



健康づくりと清掃活動を目的として、市内をウォーキングしながらごみ拾いも行います。また、正しい歩き方の指導も行います。

日時 5月26日(日) 9:20～11:00（受付8:45～）
会場 飛鳥山公園多目的広場 集合
定員 先着30名
申込方法 5月7日(火)～19日(日)に市民体育館へ電話（☎384-5001）または直接申し込み

第1回・第2回 グリーンボール講習会

〔詳細〕 江別市スポーツ振興財団 ☎384-5001



地元生まれのスポーツを楽しみませんか。ゴルフ・ゲートボール・バタックの要素を取り入れたファミリースポーツです。

日時 第1回：5月19日(日) 第2回：6月8日(土)
受付9:00～実技9:30～11:00
会場 飛鳥山公園グリーンボール場
対象 小学生以上の方（初心者歓迎）
申込方法 事前予約不要。当日会場で受け付け